

## 統合型リゾート(IR: Integrated Resort) ～シンガポールのゲーミング(カジノ)に 係る法規制、規制当局の概要～

2014年11月

IR ビジネス・リサーチグループ リーダー  
有限責任監査法人トーマツ パートナー  
仁木一彦

※当該資料中、意見に亘る部分は著者の私見であり、著者の属する法人等のものではありません。

### I. はじめに

シンガポールでは、国際競争力の向上及び旅行者の増加に寄与するため、2005年にゲーミング(カジノ)を合法化し、2010年にマリーナ・ベイ・エリア及びセントーサ島にカジノ、ホテル、ショッピングモール、コンベンション施設等を有するIR施設を開業しました。

マリーナ・ベイ・エリア及びセントーサ島におけるゲーミング(カジノ)運営者の選定においては、RFC(事業構想公募・Request for Concept)とRFP(事業提案公募・Request for Proposal)を実施しました。RFCに応募した16社のうち、適格性審査を通過した14社を入札指定業者とし、最終的にRFPに参加した7社の中で、ラスベガス・サンズ・コーポレーションがマリーナベイエリアを、ゲンティン・グループがセントーサエリアを落札しました。

近年、アジアでのIR設置の成功事例と言われている、シンガポールのゲーミング(カジノ)に係る法規制、規制当局は、日本における法規制の整備や規制当局の設置に際して参考にされることが想定されます。特にIR実施法案(基本的な考え方)で検討されている入場料の徴収等は、シンガポールの事例が参考にされるものと想定されています。

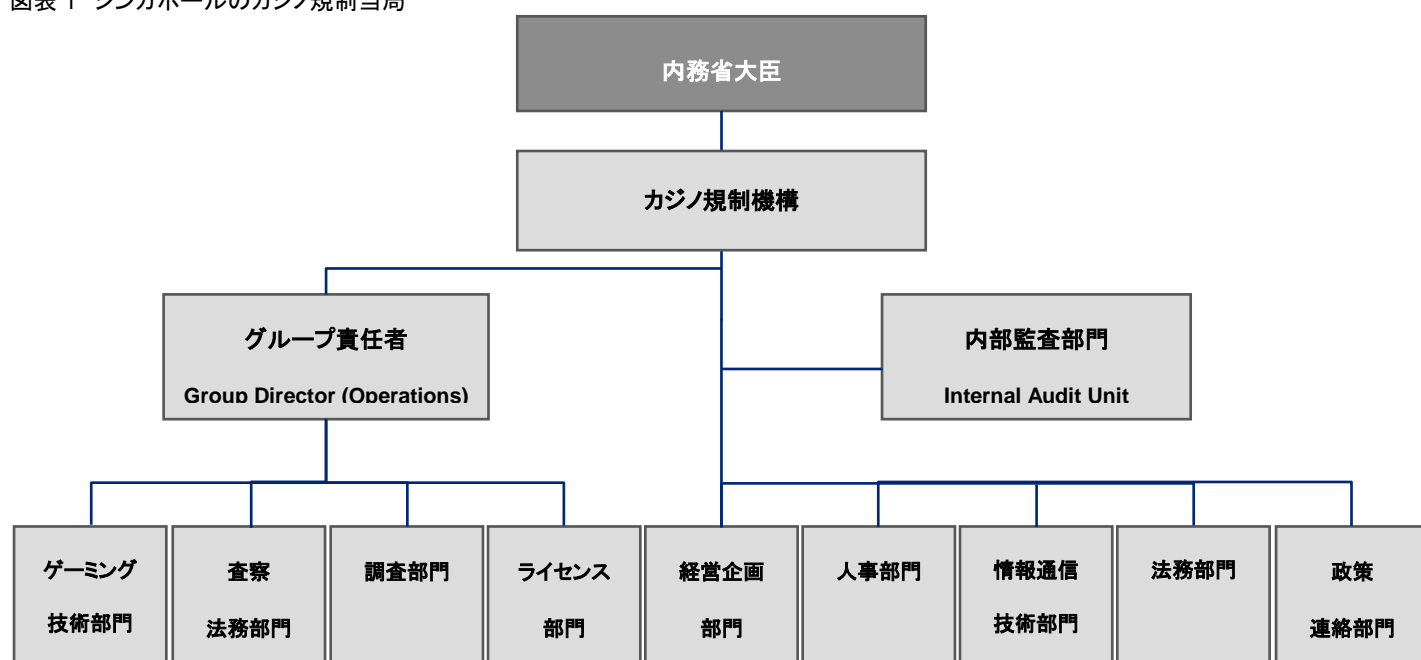
### II. シンガポールのゲーミング(カジノ)に係る法規制、規制機関の概要

シンガポールでは、カジノ管理法(Casino Control Act)とカジノ管理規則(Casino Control Regulations)において、ゲーミング(カジノ)に係る諸規制を規定しています。カジノ管理法は内務省大臣によって制定され、カジノ管理規則は内務省を含む各省庁の大臣、及びカ

ジノ規制機構によって制定されています。カジノ管理法は、カジノ産業の規制構造、運用、統制等について規定しており、カジノ管理規則では、入場料の徴収やライセンス取得の手続き等、カジノ管理法に規定されている内容をより具体的に規定しています。

シンガポールでは、内務省の管轄下にカジノ規制機構(Casino Regulatory Authority)があり、カジノ産業の透明性を維持するために監督・監視を行っています。カジノ規制機構は、カジノ管理規則を制定するほか、管轄下にある委員会を通じて、カジノ運営に係る様々な法規制を施行するとしています(図表 1 参照)。

図表 1 シンガポールのカジノ規制当局



【補足】

ゲーミング技術部門: Gaming Technology Division    経営企画部門: Corporate Development Division    政策連絡部門: Policy & Communication Division

審査法務部門: Inspection & Compliance Division    人事部門: Human Resource Division

調査部門: Investigation Division    情報通信技術部門: Infocomm Technology

ライセンス部門: License Division    法務部門: Legal Division

出典: Singapore Casino Regulatory Authority "Organization Structure" よりトーマツグループ IR ビジネス・リサーチグループが作成

シンガポールでは、カジノ事業に係る法人・個人はライセンスの取得が義務付けられています。主に、カジノ運営者、カジノ事業の関連事業者がライセンス取得の対象となっており、カジノ管理機構による審査の後、ライセンス付与の最終判断が行われます。

シンガポールでは、カジノの売上高に対してカジノ税が課税されます。課税率は、富裕層顧客と、それ以外の顧客によって異なり、富裕層顧客からの売上に対しては 5%、それ以外の顧客からの売上に対しては 15%の税率で課税されます。また、カジノ管理法により、シ

ンガポール国民はカジノへの入場が制限されており、24 時間毎に 100 シンガポールドル、もしくは年間 2,000 シンガポールドルの入場料の徴収が義務付けられています。

本記事に関して、より詳細な調査資料をご希望の場合は、以下までお問い合わせください。

IR(統合型リゾート)ビジネス・リサーチグループ

info-irbg@tohatsu.co.jp

#### 著者紹介



仁木 一彦(にき・かずひこ)

IR ビジネス・リサーチグループ リーダー

有限責任監査法人トーマツ パートナー

#### 【経歴】

IRビジネスに係るプロジェクトの業務責任者を複数務め、IRビジネス参入を検討する企業だけでなく、国や地方自治体に対するサポートも手がける。IRビジネスに関係の深いエンタテインメント、メディア、不動産、ホテル等でのコンサルティング業務経験を多数有する。企業の透明化・健全化に関する分野を中心に専門分野は各種規制対応、コーポレートガバナンス、内部統制、内部監査、不正対策、リスクマネジメント、コンプライアンス、CSR等。著書に『図解 ひとめでわかる内部統制 第3版』(東洋経済新報社)、『図解 ひとめでわかるリスクマネジメント 第2版』(東洋経済新報社)、『リスクマネジメントのプロセスと実務』(LexisNexis)など多数。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,800名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited